

人が移動しやすくなることで、 地域が元気になる

平成25年11月28日
佐賀県知事 古川 康



Suggestions. **[提案]**

佐賀県からの**3**つの提案

佐賀県からの3つの提案

1 「連携計画」 自家用有償運送も対象に

2 「連携計画」 都道府県が作成することも可能に

3 「権限移譲」 路線や運賃等に関する許認可を地方に

Background. **[序論]**

地域交通の目指すべき姿

「誰でも、行きたいときに行きたい場所に行きやすくする」

自助

徒歩



自転車



自家用車



共助

無償運送



家族・友人



公助

タクシー



バス



鉄道



市町村営有償運送



自家用有償運送

福祉有償運送

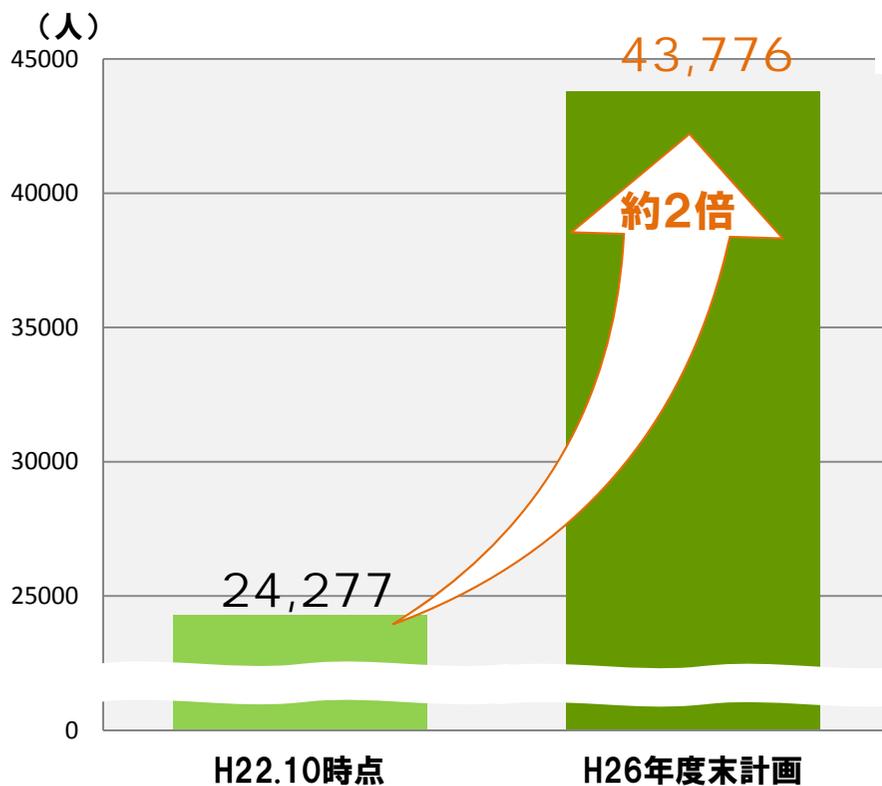


過疎地有償運送



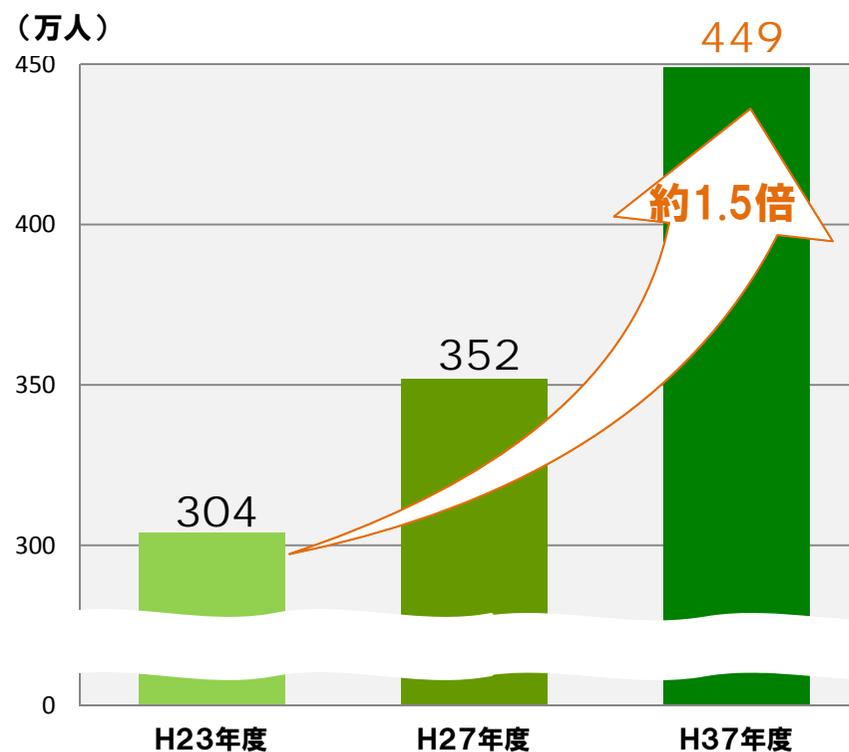
移動(外出)手段の充実が急がれる

● 施設から地域へ移行する障害者数(全国)



出典:第3期障害福祉計画

● 在宅要介護者数の見込み(全国)



出典:税と社会保障の一体改革資料

Suggestions. [提案]

佐賀県からの提案・1

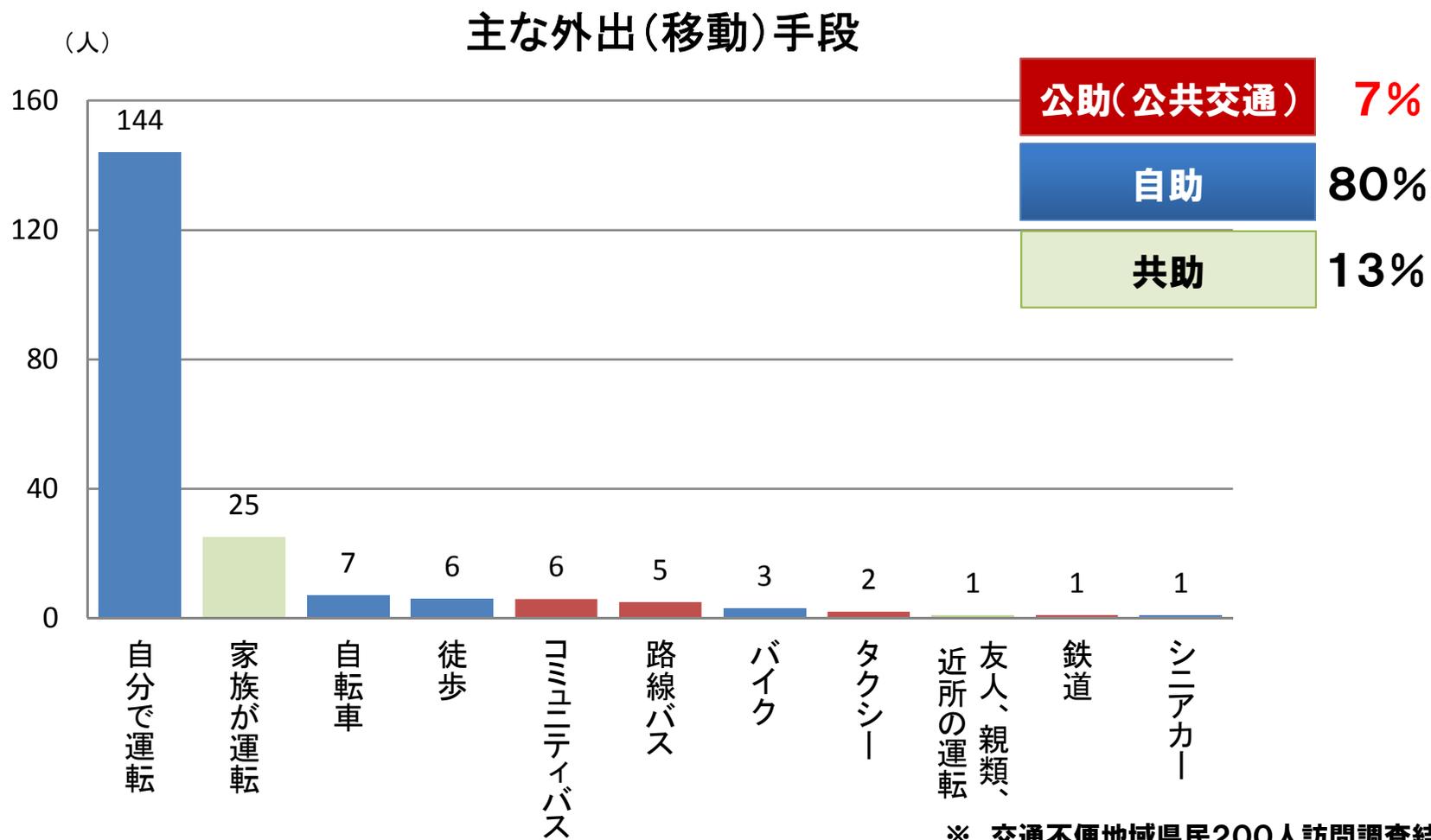
1

「連携計画」自家用有償運送も対象に

提案①

現状（交通不便地域での移動手段）

公共交通機関(公助)を主な外出手段として回答した人は全体の7%。



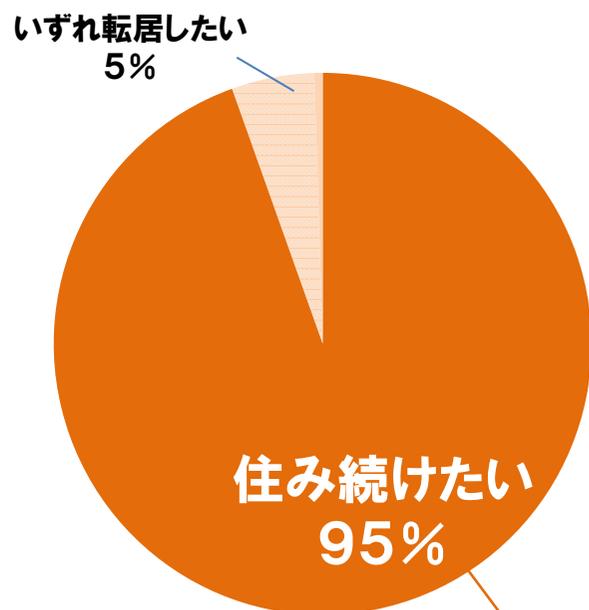
※ 交通不便地域県民200人訪問調査結果

提案①

現状（交通不便地域の将来の移動手段）

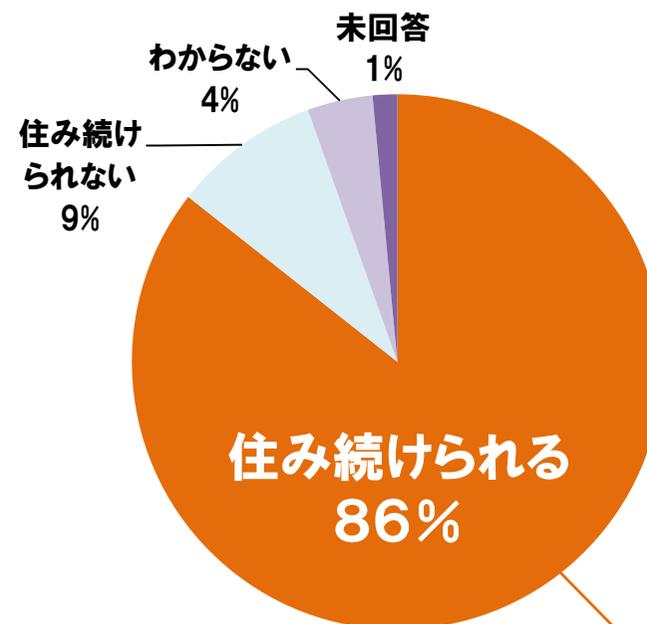
将来の移動(外出)手段として公共交通機関(公助)に期待する人は4%

Q. 現在の場所に住み続けたいですか？



「生まれ育っているから」を理由とした人が多い

Q. 現在の場所に住み続けられると思いますか？



理由

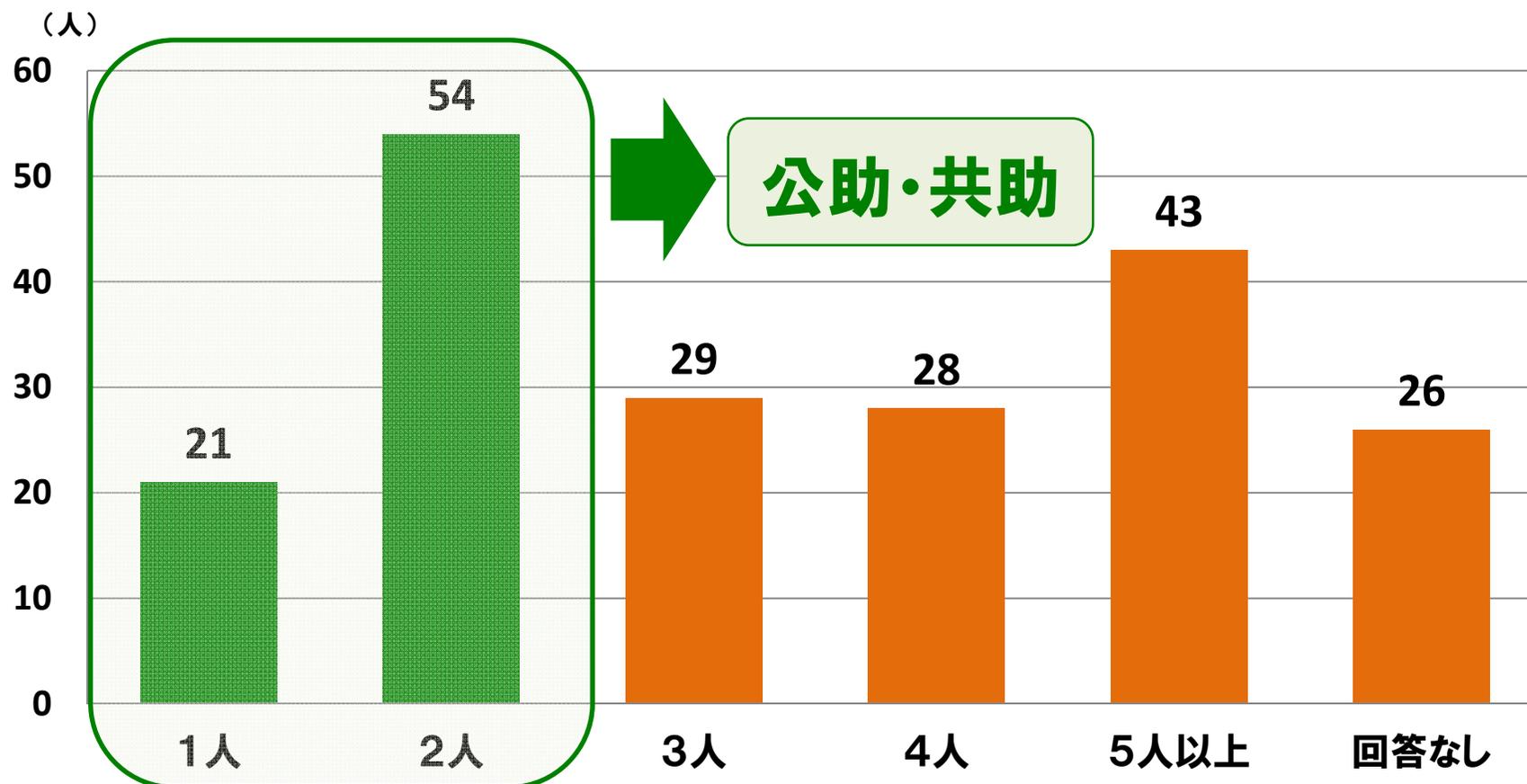
- 「車があるから」・・・約50%
- 「家族からの支援に期待」・・・約20%
- 「今の場所への愛着等」・・・約20%
- 「公共交通があるから」・・・約4%

※ 交通不便地域県民200人訪問調査

提案①

現状（交通不便地域の同居家族構成）

移動(外出)に関して家族に期待できない人が全体の1/3を占める



※ 交通不便地域 県民200人訪問調査結果

〔課題〕: 公共交通機関だけで移動手段を確保しようとしている

提案

自家用有償運送等も「連携計画」の対象に含めて、地域の移動手段の確保を考えていくこと。

現 行(主な条文のみ)	改 正 案
<p>(定 義) 第二条 二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。 イ 鉄道事業法による鉄道事業者 へ イからホまでに掲げる者以外で鉄道事業法による鉄道施設又は海上運送法による輸送施設であつて～ 以下省略 ～</p>	<p>(定 義) 第二条 二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。 イ 鉄道事業法による鉄道事業者 へ イからホまでに掲げる者以外で鉄道事業法による鉄道施設又は海上運送法による輸送施設であつて～ 以下省略 ～ ト 道路運送法第七十八条第二項による自家用有償運送を行う者</p>

Suggestions. **[提案]**

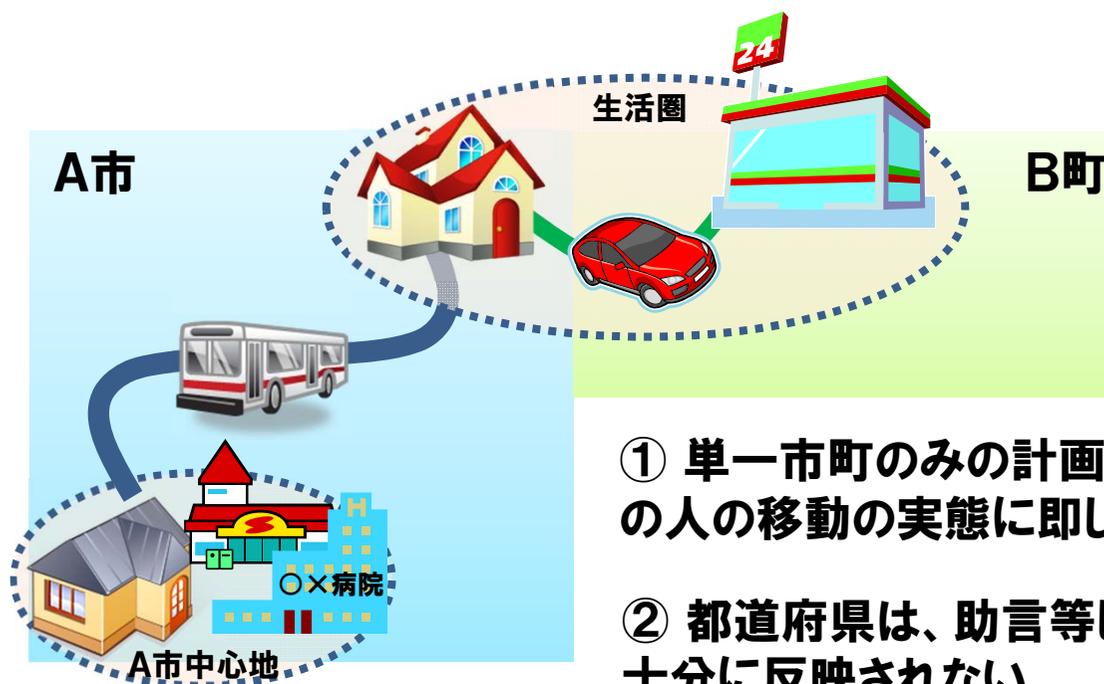
佐賀県からの提案・2

2

「連携計画」 都道府県が作成することも可能に

〔課題〕:市町村間の調整が困難

〔参考：当県での市町連携計画事例〕



- ① 単一市町のみでの計画策定となっており、必ずしも当該地域の人の移動の実態に即した計画にはなっていない。
- ② 都道府県は、助言等しか規定されていないため、意見が十分に反映されない。

提案

〔佐賀県提案〕

複数市町村を区域とする場合は、都道府県が計画作成することも可能とすること。

現 行(主な条文のみ)	改 正 案
<p>(地域公共交通総合連携計画)</p> <p>第五条 市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画(以下「地域公共交通総合連携計画」という。)を作成することができる。</p>	<p>(地域公共交通総合連携計画)</p> <p>第五条 市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画(以下「地域公共交通総合連携計画」という。)を作成することができる。</p> <p>2 都道府県は、前項の規定により共同して地域公共交通総合連携計画を作成しようとする関係市町村の求めに応じ、当該市町村の区域内について、地域公共交通総合連携計画を作成することができる。</p>

Suggestions. **[提案]**

佐賀県からの提案・3

3

「権限移譲」 路線や運賃等に関する許認可を地方に

〔課題〕: 連携計画策定後、改めて道路運送法による国の認可が必要



〔佐賀県提案〕

地域の移動手段を真に地域主体で実施するには、路線や運賃等に関する許認可権を地域(都道府県)に移譲することが必要。
(当分の間はバスや乗合タクシーの許認可権限(道路運送法)を移譲)

【参考: 医療関係】

1. 根拠法: 医療法
2. 都道府県の役割 病院設置許可、医療計画策定、国と役割分担した上で、立入検査・業務命令等
3. 国の役割 関係法令整備、各種基準や対応マニュアル等の作成

◆ 国、都道府県、市町村の役割分担案

	役 割
国	運行能力(運行管理等)のチェックを行う(許可)。安全規制。
都道府県	路線別又は地域別の営業の許可
市町村	輸送の公的提供の主体(広域連携を含む)

◆ 道路運送法改正案

現 行(主な条文のみ)	改 正 案
<p>(都道府県の処理する事務等)</p> <p>第八十八条 第四章(第六十一条、第六十二条、第七十条第三号及び第七十五条を除く。)及び第九十四条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p>	<p>(都道府県の処理する事務等)</p> <p>第八十八条 第五条第一項第三号、第九条、第十五条、第十五条の三、第四章(第六十一条、第六十二条、第七十条第三号及び第七十五条を除く。)及び第九十四条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>(追加条文概要)</p> <p>第五条第一項第三号(事業計画の申請(路線、営業区域等))</p> <p>第九条(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)</p> <p>第十五条(事業計画の変更)</p> <p>第十五条の三(運行計画(運行系統、運行回数等))</p>



 **佐賀県**
<http://www.pref.saga.lg.jp/>